

事務連絡
令和2年5月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び
発生時の初期対応について

新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策については、「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について（依頼）」（令和2年2月26日付け事務連絡）に基づき、クラスター対策班を設置し、感染の拡大防止のための対策について専門家による助言等の支援を行っています。現状、国内の複数の地域で、医療機関における集団感染が把握され、自治体から対応支援を求められる事例が増加しています。

このため、新型コロナウイルス感染症の発生時に実地へ派遣された専門家の意見を踏まえ、「医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応について（助言）」を別添のとおり取りまとめましたので、貴管内の医療機関等の関係者に対し周知いただくとともに、医療機関における感染の拡大防止等に活用いただきますようお願い致します。

医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応について（助言）

※ 本助言は、新型コロナウイルス感染症の発生時に実地へ派遣された専門家により、新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応として医療機関が行うことが推奨される事項をリスト化したものです。医療機関においては、このリストを参考にしつつ、保健所と連携しながら、初期対応を実施してください。

項目			新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応	☑
新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備			●施設管理者（病院長等）の下、指揮系統を明確化し、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」※1に基づき、医療関係者の感染予防策を徹底することに加え、以下の体制整備を実施すること。 ▶保健所との連携体制を構築 ▶全職員の教育（標準予防策、感染経路別予防策など） ▶感染対策を担当する医師および看護師、その他スタッフによる巡回	
発生時	感染症の実態把握	感染症発生状況等の把握	●感染者や体調不良の者の発生状況から感染が疑われる範囲を特定すること。 ▶患者・濃厚接触者等の一覧を作成（職員を含む）※2	
		PCR 検査実施	●一覧から、リスク評価に基づいて順次 PCR 検査を実施すること。	
	感染拡大防止対策	ゾーニング	●感染領域と非感染領域を明確に区別すること※3。なお、業務効率のため、ナースステーションはできるだけ非感染領域に設定すること。 ▶感染領域から非感染領域に戻るルートに個人防護具の脱衣を行う準感染領域を設定 ▶適切なゾーニングの実施（ポスター掲示※4、ビニールテープ、パーテーション等の利用） ▶感染者とそれ以外の人の動き、流れが交差しない工夫	
		コホーティング	●入院患者を感染者・濃厚接触者・それ以外の者の病室に分けること（場合によっては病棟単位）。 ▶各病室に専用物品を配置（体温計、血圧計、パルスオキシメータなど） ▶固定された医療従事者が感染者をケアすることが望ましい	
		標準予防策 感染経路別予防策の徹底	●正しい手指衛生※5、過度にならない適切な個人防護具の選択と着脱※6（N95、サージカルマスク、フェイスシールド、ゴーグル、手袋、ガウン、エプロンなど）、咳エチケット※7を徹底すること。 ●環境対策を行うこと。 ▶高頻度に不特定多数が接触する箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、テーブル、ベッド柵、パソコン、PHS、電話、ナースコールなど）は、各勤務において清拭消毒を実施 ●環境を汚染させないように医療廃棄物の適切な処理をすること。 ▶廃棄物の適切な処理方法、使用後のリネンの適切な取扱い等を掲示※4	

項目			新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応	☑
	医療提供体制	入院	●新規入院患者の制限等を検討すること。 ▶新規入院患者の制限を検討、状況に応じて感染者の転院先を確保※8 ▶感染者への面会禁止、入院患者への面会制限	
		外来	●外来診療を休診するかを検討すること。 ※なお、患者発生状況や疫学調査の結果を踏まえ、必要な場合には保健所と相談の上対応を決定するため、一律に部分的、全体的施設閉鎖等を考慮しないこと※9 ▶医療提供を継続する方法を検討（医師の判断の下での、電話や情報通信機器を用いた診療等を含め要検討） ▶必要に応じて濃厚接触者、退院者等に対応する外来の設置を検討	
発生時	病院管理	管理体制	●施設管理者（病院長等）の下、指揮系統を明確化すること。 ▶保健所との連携体制を構築 ▶医療提供体制の維持に向けた適切な人材の配置 ▶全職員の教育（標準予防策、感染経路別予防策など） ▶感染対策を担当する医師および看護師、その他スタッフによる巡回 ▶情報の正確な把握と適切な発信、職員への情報共有 ▶可能な限り対外的な問い合わせ窓口を早期に設置	
		職員管理	●感染者は症状に応じて適切な場所において管理すること。また、濃厚接触者の職員は自宅待機とし、その帰宅の際には、公共交通機関の使用は避けること。 ●職員の健康観察をすること。 ▶出勤前に発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状※1の有無を確認し、症状があれば職場には行かず、電話等で職場管理者と相談する。	
		環境整備	●職場環境を整備すること※10。 ▶休憩時間の分散、休憩室の換気等 ●職員からの相談を受け付ける体制を整備すること（初期から精神面のサポートも想定）。	
		資材確保	●個人防護具等を確保すること。 ▶今後、必要性の高まる資材の在庫確認及び調達	
	その他	保健所との連携	●保健所へ感染者を報告し、疫学調査へ協力すること。 ▶感染が疑われる範囲（病棟・期間等）から、院外に移動した職員、入院患者等の追跡 ▶PCR検査の実施範囲の相談と支援	

【参考資料】

- ※1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(2020年4月27日改訂版) :
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9310-2019-ncov-1.html>
- ※2 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学的調査実施要項 :
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>
- ※3 国際医療研究センター病院におけるゾーニングの事例 : http://dcc.ncgm.go.jp/information/pdf/covid19_zoning.pdf
- ※4 各種掲示物に関する参考資料 : http://dcc.ncgm.go.jp/information/pdf/NCGM_zoning_sign.pptx
- ※5 正しい手の洗い方(ポスター) : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>
- ※6 個人防護具装着方法 : http://dcc.ncgm.go.jp/information/pdf/covid19_PPE_manual.pdf
- ※7 咳エチケット(ポスター) : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>
- ※8 新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送について : <https://www.mhlw.go.jp/content/000622296.pdf>
- ※9 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について(その3) : <https://www.mhlw.go.jp/content/000620705.pdf>
- ※10 院内感染の注意喚起に関するポスター : <https://www.mhlw.go.jp/content/000620706.pdf>